

第 17 消防用水

1 消防用水の形態等

消防用水は、防火水槽又はプール、その他これらに類する形態（河川、海等は除く。）を有するものとする。

2 消防用水の位置

政令第 27 条第3項第2号に規定する「建築物の各部分から一の消防用水までの水平距離が 100m以下となるように設ける」とは、吸管投入口を設ける場合は吸管投入口を、採水口を設ける場合は採水口をいうものであること。

3 構造等

(1) 水源は屋内消火栓設備の基準Ⅰを準用すること。

ただし、(1)については、「常時満水状態を確保すること」と読み替えるものとする。

(2) 地盤面下 4.5m以内の部分に設ける消防用水

ア 消防用水に設ける吸管投入口は、その一辺が0.6m以上又は直径0.6m以上で、転落防止措置を施すものとし、所要水量が 80 m³未満のものにあっては1個以上、80 m³以上のものにあっては2個以上設けること。

イ 吸管投入口には、次により鉄蓋等を取付けること。

この場合、設置場所が車両の通行に供される場所にあつては、車両の通行に耐える強度のものとする。

(ア) 黄色塗装し、消防用水である旨を表示すること。

(イ) 本市消防隊が保有する器具を使用して容易に開放できること。

ウ 吸管投入口から5m以内の部分には、駐車場、駐輪場その他消防隊が吸管の投入作業を行う際の障害となる物件を設けないこと。

ただし、設置位置の状況に応じて路面標識（黄線焼付塗装）を行うなど、消火活動上支障がないと認める場合は、この限りではない。

エ 消防用水に設ける採水口は、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成 25 年総務省令第 23 号）に規定される呼称 75 のめねじに適合する単口とし、設置個数は下表によること。

所要水量	20 m ³	40～100 m ³	120 m ³ 以上
採水口の数	1個	2個	3個

オ 採水口に接続する配管は、屋内消火栓設備の基準（6）から（13）までを準用するほか、次によること。

(ア) 呼び径は 80A 以上とすること。

(イ) ろ過装置を取付けること。

カ 採水口は、地盤面からの高さが 0.5m以上 1m以下又は地盤面からの深さが 0.3 m以内の位置に設けること。

キ 採水口には、覆冠等を取付けること。

(3) 地盤面下 4.5mを超える部分に設ける消防用水

ア 消防用水の所要容量が地盤面下 4.5mを超える部分にある場合は、前(2)(アからウを除く。)によるほか、採水口及び非常電源を附置した加圧送水装置を設けること。

イ 加圧送水装置は、屋内消火栓設備の基準2(1)、(4)及び(5)を準用するほか、次によること。

(ア) 加圧送水装置の位置は、採水口からの取水に支障の生じない位置とすること。

(イ) 加圧送水装置の吐出量及び採水口の個数は、下表によること。

所要水量	20 m ³	40～100 m ³	120 m ³ 以上
加圧送水装置の吐出量	1,100L/min	2,200L/min	3,300L/min
採水口の数	1個	2個	3個

(ウ) 加圧送水装置の全揚程は、(イ)に定める吐出量時において採水口までの落差及び配管摩擦損失水頭に 15mを加えた数値以上とすること。

ウ 起動装置は、次によること。

(ア) 起動装置は、採水口の直近又は防災センター等からの遠隔起動とすること。

ただし、採水口の直近において遠隔起動ができない場合は、採水口の直近と防災センター等の間に直通通話装置を設けること。

(イ) 採水口の直近及び防災センター等には、加圧送水装置の始動を明示する表示灯を設けること。

エ 採水口は、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」(平成 25 年総務省令第 23 号)に規定される呼称 65 の差し口に適合する単口とし、前(2)オからクまでを準用すること。

オ 電源、配線及び非常電源は、屋内消火栓設備の基準7及び8をそれぞれ準用すること。

(4) 地盤面より高い部分に設ける消防用水

ア 採水口は、前(2)エからクまでを準用するほか、採水口の直近の操作しやすい位置に止水弁を設けること。

イ 貯水槽の設置場所は、屋内消火栓設備の基準3(1)を準用すること。

ウ 配管等は、前(2)オを準用すること。

(5) 貯水槽等の耐震措置は、屋内消火栓設備の基準6を準用すること。

4 表示、灯火等

- (1) 消防用水を設けた場所の付近の見やすい位置に下図の例により標識を設置することとし、「消防用水」又は「防火水槽」の表示とともに当該消防水の容量を併記すること。



- (2) 吸管投入口の蓋上部には、「吸管投入口」と表示すること。
- (3) 採水口には、その直近に消防水の採水口である旨の表示を下図の例によりすること。



※縦書きにする場合は、縦 30 cm以上、横 10 cm以上とすること。

- (4) 前3(3)イにより加圧送水装置を設けたものにあつては、採水口の直近に当該加圧送水装置の起動方法を表示すること。
- (5) 前3(3)ウ(イ)の加圧送水装置の始動を明示するための採水口の直近に設ける表示灯は、省令第12条第1項第2号の規定の例により設けること。この場合において、点滅装置を附置するとともに、屋内消火栓設備の基準9(2)ウ(イ)を準用すること。

5 水槽の兼用

- (1) 消防用水と空調用蓄熱槽水を兼用する場合は、前1から3までによるほか、「空調用蓄熱槽水を消防用水として使用する場合の取扱いについて」(平成9年3月6日付消防予第42号)によること。

なお、消防用水としての使用可能水量の算定にあつては、採水により当該空調設備の機能に影響を及ぼさないこと等を考慮のうえ、関係者と協議して決定すること。

- (2) 開発行為に係る消防水利のうち、防火対象物敷地内に設置する防火水槽と兼用する場合は、水槽の水量は双方の必要水量を合算したものとし、前各号によるほか、伊勢市土地開発事業指導要綱設計審査基準第6条に適合するものとする。

なお、この場合は消防課とも協議すること。